

設計図書

契約番号 第R5-15号

委託業務名 旧吉野川浄化センター周辺海域水質調査業務

路線名等 旧吉野川流域下水道

委託業務箇所 板野郡松茂町周辺海域

履行期間 令和5年4月3日から令和6年3月25日まで

工事概要

当初(変更前)

変更後

旧吉野川浄化センター周辺海域水質調査業務
水質調査 1式
(10地点 各3層 8回)
連続観測調査 1式
(水温・塩分)
資材点検及び交換 2回
栄養塩管理 6回

主任監督員

現場監督員

主任監督員

現場監督員

委託業務特記仕様書

(共通仕様書の適用)

- 第1条 本業務は、徳島県県土整備部「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等共通仕様書（国土交通省港湾局編集）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示法書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(業務の目的)

- 第2条 本業務は、旧吉野川浄化センターの放流水が周辺の環境に及ぼす影響を適宜把握するため、旧吉野川浄化センター周辺海域の水質調査等を実施するものである。

(疑義)

- 第3条 本業務の実施において、本特記仕様書に明記のない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議のうえ、監督員の指示によるものとする。

(中間報告)

- 第4条 受託者は、各調査項目実施後、各回毎に速やかにとりまとめ、調査結果を Excel ファイル により提出するものとする。
- 調査期間途中に於いて、県との協議が必要な時は、協力すること。

(成果品)

- 第5条 観測データシートは、成果品として納品すること。
- 成果品は紙媒体2部と電子媒体2部の計4部を提出すること。

(業務の概要)

第6条

①水質調査(周辺海域)

調査項目	調査時期・頻度	調査位置	調査方法
(現地での観察) 透明度、赤潮、水色、油膜	4回/年	10地点 採水分析 (3層:海面下0.5m、水深の1/2、海底面上2m) 赤潮、水色、油膜については表層のみ (図-1のとおり)	目視による観察
(採水分析) 水温、塩分、浮遊物質、水素イオン濃度、溶存酸素量、化学的酸素要求量、T-N、T-P、大腸菌数、比重			バンドーン採水器による採水及び分析 (分析方法は別表-1に示す)

別表-1

調査項目		分析方法
採水分析	水温	JIS K 0102 7.2
	塩分	海洋観測指針1999 5.3
	比重	海洋観測指針1990 12.3(海水用比重計)
	浮遊物質(SS)	昭和46年 環境庁告示第59号 付表9
	水素イオン濃度(pH)	JIS K 0102 12.1
	溶存酸素量(DO)	JIS K 0102 32.1
	化学的酸素要求量(COD)	JIS K 0102 17
	全窒素(T-N)	JIS K 0102 45.4または45.6
	全リン(T-P)	JIS K 0102 46.3
	大腸菌数	昭和46年 環境庁告示第59号 付表10

注) 「水質汚濁に係る環境基準について」に準拠する。

②水質調査(周辺海域 機器分析)

調査項目	調査時期・頻度	調査位置	調査方法
(現地での観察) 透明度、赤潮、水色、油膜	4回/年	10地点 機器測定 (3層:海面下0.5m、水深の1/2、海底面上2m) 赤潮、水色、油膜については表層のみ (図-1のとおり)	目視による観察
(機器測定) 水温、塩分、比重、pH			ポータブル水質計による測定

③連続観測調査

別添図-2に示す位置において、計測機器により1時間ごとの水温及び塩分を測定する。

観測水深は海面から-0.5m~-0.1mの間とし、毎月1回データの収集・点検・清掃を行うものとする。なお、波浪等で紛失しないよう、計測機器は耐圧ブイ等に堅固に固定し、耐圧ブイは安全対策用の灯浮標2基ともに、海底からアンカー及びチェーンで係留する。

④栄養塩管理

別添図-2に示す位置において、測定する。

測定回数は6回を行うものとする。なお、測定時期については、発注者と受注者とが協議により定める。

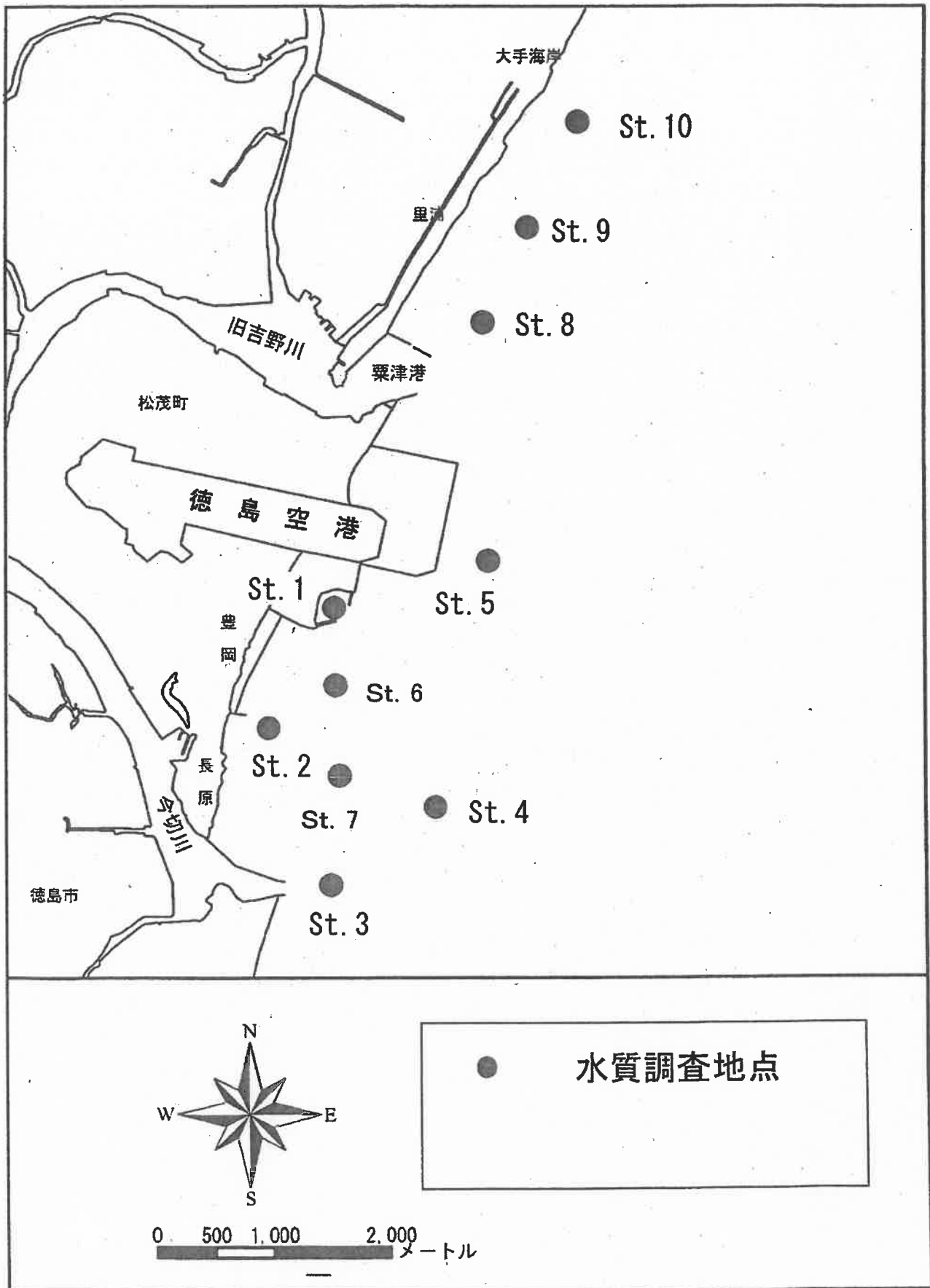


図-1 水質調査地点

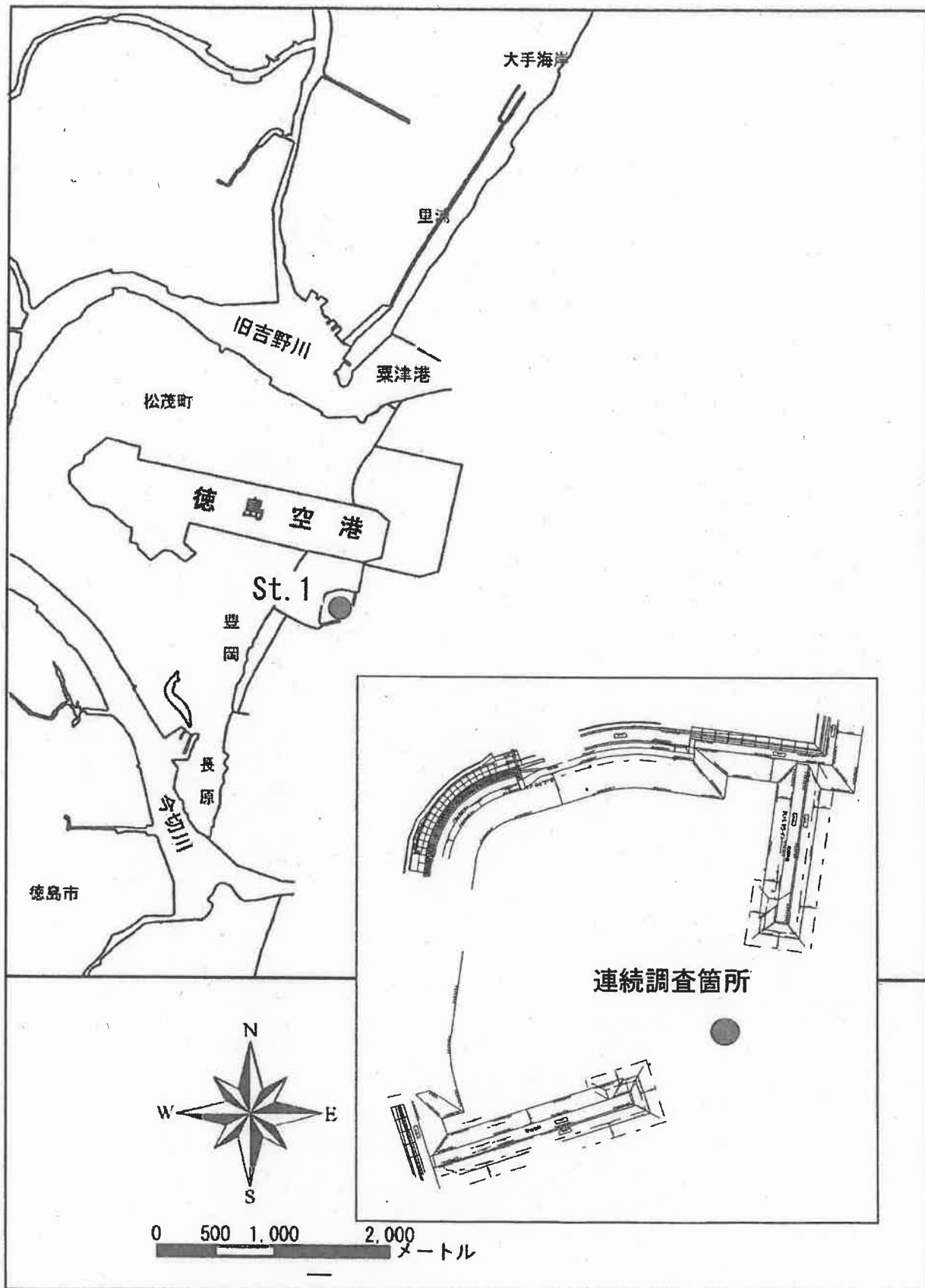


図-2 連続調査地点

